



鳥取県公報

平成15年10月14日(火)

号外第126号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県文化芸術振興条例(53)(文化芸術課).....	5
	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(54) (食の安全推進課).....	8
	鳥取県内水面利用調整委員会条例(55)(水産課).....	10

—— 公布された条例のあらまし ——

鳥取県文化芸術振興条例

第1 総則

1 目的(第1条関係)

この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

2 基本理念(第2条関係)

- (1) 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が身近に文化芸術に触れ、かつ、親しむことができるような環境の整備が図られなければならないこととした。
- (2) 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならないこととした。
- (3) 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならないこととした。

3 県の責務(第3条関係)

- (1) 県は、2の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする事とした。
- (2) 県は、地域における文化芸術の振興に市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする事とした。
- (3) 県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)の有する人材、情報その他の能力を活用する等民間団体等との連携に努めるものとする事とした。

4 市町村の責務(第4条関係)

市町村は、文化芸術の振興に当たっては、県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域住民一人一人が身近に文化芸術に触れ、親しみ、創造的な活動を行うことができるような施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする事とした。

5 意見の反映等（第5条関係）

(1) 県は、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者その他の県民の意見を十分に反映するよう努めるものとする事とした。

(2) 県は、県の施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術の視点に立って行うよう努めるものとする事とした。

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策**1 県民の鑑賞等の機会の充実（第6条関係）**

県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

2 文化芸術活動の充実及び担い手の育成（第7条関係）

県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者及びこれらの文化芸術活動の指導者並びに文化芸術活動を担うべき団体の育成を図るため、文化芸術活動の場及び情報の提供並びに文化芸術に関する研修等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

3 高齢者等の文化芸術活動の充実（第8条関係）

県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

4 子どもの文化芸術活動の充実（第9条関係）

県は、本県の将来を担う子どもが行う文化芸術活動の充実を図り、その後継者を育成するため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

5 学校教育における文化芸術活動の充実（第10条関係）

県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の文化芸術に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

6 文化芸術交流の推進（第11条関係）

県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるものとする事とした。

7 文化芸術施設の充実（第12条関係）

県は、文化芸術に関する公演、展示等を行うための施設（以下「文化芸術施設」という。）の充実を図るため、文化芸術施設を新たに設置する民間団体等に対し、施設の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

8 伝統的な芸能等の継承及び発展（第13条関係）

県は、本県の地域固有の伝統的な芸能及び民俗的な芸能の継承及び発展を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

9 文化財の保存及び活用（第14条関係）

県は、有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、文化財に関し、修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

10 その他の支援等（第15条関係）

1から9までに掲げるもののほか、県は、文化芸術を振興するために必要な財政上の支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

11 顕彰（第16条関係）

県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする事とした。

第3 鳥取県文化芸術振興審議会

1 審議会の設置等（第17条関係）

(1) 知事の諮問に応じて文化芸術の振興に関する事項を調査審議させるため、鳥取県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。

(2) 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、県の支援の在り方を含め、知事に意見を述べるができることとした。

2 審議会の委員等（第18条、第19条関係）

審議会は、文化芸術に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員10人以内で組織するものとするとともに、委員の任期等について必要な規定を設けることとした。

3 審議会の会長等（第20条～第22条関係）

審議会の会長、会議及び雑則について必要な規定を設けることとした。

第4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次の条例について、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

(1) 鳥取県食肉衛生検査所条例

(2) 鳥取県食品衛生法施行条例

(3) 鳥取県手数料徴収条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は、食品衛生法等の一部を改正する法律（食品衛生法の一部改正に係る部分（登録検査機関等に係る改正部分に限る。）に限る。）の施行の日から施行することとした。

鳥取県内水面利用調整委員会条例**1 設置（第1条関係）**

漁業権（漁業法に規定する漁業権をいう。以下同じ。）に基づく内水面の利用等に係る争いについて、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、鳥取県内水面利用調整委員会（以下「委員会」という。）を設置することとした。

2 所掌事務（第2条関係）

委員会は、漁業権に基づく内水面の利用と次に掲げる行為との間の争い（以下「内水面の利用等に係る争い」という。）に係るあっせん及び仲裁を行うものとする事とした。

ア 漁業権に基づく内水面の利用以外の内水面の利用

イ 漁業権に基づく内水面の利用に影響を及ぼすおそれのある工事

3 組織（第3条関係）

委員会は、委員5人以内で組織することとした。

4 委員（第4条関係）

(1) 委員は、内水面の利用に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命することとした。

(2) 委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならないこととした。

(3) 委員の任期は、2年とする事とした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする事とした。

(4) 委員は、再任されることが出来る事とした。

5 会長（第5条関係）

(1) 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。

(2) 会長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。

(3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

6 会議(第6条関係)

(1) 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。

(2) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。

(3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

7 あっせんの申請(第7条関係)

内水面の利用等に係る争いが生じた場合においては、当該内水面の利用等に係る争いの当事者(以下「争いの当事者」という。)の一方又は双方は、委員会に対し、あっせんの申請をすることができることとした。

8 あっせん員(第8条関係)

あっせん員は3人とし、あっせんの申請に係る争い(9及び10において「事件」という。)ごとに、会長が委員の中から指名することとした。

9 あっせんの方法(第9条関係)

(1) あっせん員は、争いの当事者間をあっせんし、争いの当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が7の申請があった日の翌日から起算して30日以内に適正に解決されるように努めなければならないこととした。

(2) あっせん員は、争いの当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人の出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又はこれらの者から資料の提出を求めることができることとした。

(3) あっせん員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを争いの当事者に提示することができることとした。

(4) (3)のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする事とした。

10 あっせんの打ち切り(第10条関係)

あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができることとした。

11 仲裁(第11条関係)

(1) 委員会は、内水面の利用等に係る争いが生じた場合において、次のいずれかに該当するときは、仲裁を行うこととした。

ア 争いの当事者の双方から、委員会に対し仲裁の申請がなされたとき。

イ 争いの当事者の双方の間におけるこの条例による仲裁に付する旨の合意に基づき、当該争いの当事者の一方から、委員会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(2) (1)の仲裁は、6(2)及び(3)にかかわらず、委員の全員一致をもって行うものとする事とした。

(3) 委員会の行う仲裁については、この条例に別段の定めがある場合を除いて、委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の仲裁手続に係る規定を適用することとした。

(4) 争いの当事者の双方は、仲裁の申請に係る争いについて仲裁判断が行われたときは、当該仲裁判断に従うものとする事とした。

12 資料の提出(第12条関係)

(1) 委員会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、争いの当事者の申出により、相手方の所持する当該争いに係る資料の提出を求めることができることとした。

(2) 委員会は、相手方が正当な理由なく(1)の資料を提出しないときは、当該資料に関する申立人の主張を真実と認めることができることとした。

13 立入調査（第13条関係）

（１）委員会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、争いの当事者の申出により、当該争いに関係のある場所に立ち入り、当該争いの原因たる事実関係につき調査をすることができることとした。

（２）（１）により調査をする場合においては、委員の１人をして当該調査を行わせることができることとした。

14 公表（第14条関係）

（１）あっせん員は、9(１)によりあっせんを開始したとき及び10によりあっせんを打ち切ったときにあってはその旨、9(３)によりあっせん案を作成したときにあっては当該あっせん案の概要を公表しなければならないこととした。

（２）委員会は、11(１)により仲裁を開始したときにあってはその旨、仲裁判断を行ったときにあってはその概要を公表しなければならないこととした。

15 委員の除斥（第15条関係）

委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件及び職務上関与した事件については、議事に加わるできないこととした。

16 秘密保持義務（第16条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすることとした。

17 雑則（第17条関係）

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めることとした。

18 施行期日

この条例は、平成16年1月1日から施行することとした。ただし、3から6までは、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県文化芸術振興条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

鳥取県文化芸術振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第6条 第16条）

第3章 鳥取県文化芸術振興審議会（第17条 第22条）

附則

豊かな自然と歴史に恵まれた鳥取県には、古くから先人達がはぐくんだ伝統と個性のある文化芸術や美しい風土がある。

しかるに、地域固有の伝統的な芸能等の鳥取県の独自の文化芸術は、戦後の経済優先の生活の中で、県民から徐々に忘れ去られつつあった。

こうした中、私たちは、平成14年に本県において開催された国民文化祭を契機として、文化芸術が私たちの生活に潤い、豊かさ、活力等を与える限りない力を持つ大切なものであることを再認識するに至った。

今こそ、県民一人一人が文化芸術を実践し、これに親しみ、触れ、これを支えていくことによって、心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を行っていくことが重要である。

また、文化芸術を鑑賞し、これを創造するとともに、これに対する理解及び関心を深めることは、県民すべての願いである。

ここに、私たちは、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が身近に文化芸術に触れ、かつ、親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域における文化芸術の振興に市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)の有する人材、情報その他の能力を活用する等民間団体等との連携に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、文化芸術の振興に当たっては、県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域住民一人一人が身近に文化芸術に触れ、親しみ、創造的な活動を行うことができるような施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(意見の反映等)

第5条 県は、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者その他の県民の意見を十分に反映するよう努めるものとする。

2 県は、県の施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術の視点に立って行うよう努めるものとする。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第6条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動の充実及び担い手の育成)

第7条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者及びこれらの文化芸術活動の指導者並びに文化芸術活動を担うべき団体の育成を図るため、文化芸術活動の場及び情報の提供並びに文化芸術に関す

る研修等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化芸術活動の充実)

第8条 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、本県の将来を担う子どもが行う文化芸術活動の充実を図り、その後継者を育成するため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の文化芸術に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第11条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術施設の充実)

第12条 県は、文化芸術に関する公演、展示等を行うための施設(以下「文化芸術施設」という。)の充実を図るため、文化芸術施設を新たに設置する民間団体等に対し、施設の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統的な芸能等の継承及び発展)

第13条 県は、本県の地域固有の伝統的な芸能及び民俗的な芸能の継承及び発展を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財の保存及び活用)

第14条 県は、有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、文化財に関し、修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の支援等)

第15条 第6条から前条までに掲げるもののほか、県は、文化芸術を振興するために必要な財政上の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第16条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第3章 鳥取県文化芸術振興審議会

(設置等)

第17条 知事の諮問に応じて文化芸術の振興に関する事項を調査審議させるため、鳥取県文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、県の支援の在り方を含め、知事に意見を述べるができる。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、文化芸術に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県食肉衛生検査所条例の一部改正)

第1条 鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検査 (1)及び(2) 略	略	1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第10条第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検査 (1)及び(2) 略	略
2~4 略	略	2~4 略	略

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公衆衛生上の措置の基準) 第2条 法第50条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。	(公衆衛生上の措置の基準) 第2条 法第19条の18第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。

(営業施設の基準)
第3条 法第51条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。

2 略

(手数料の徴収)

第4条 法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。

別表第1(第2条関係)

1 略

2 製品検査等

(1)~(3) 略

(4) 食品衛生責任者

営業者(法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。)は、施設又はその部門ごとに食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定め、当該施設又は部門の衛生管理に当たらせること。

(5) 略

別表第3(第4条関係)

法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

(1)~(34) 略

(営業施設の基準)

第3条 法第20条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。

2 略

(手数料の徴収)

第4条 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。

別表第1(第2条関係)

1 略

2 製品検査等

(1)~(3) 略

(4) 食品衛生責任者

営業者(法第19条の17の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。)は、施設又はその部門ごとに食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定め、当該施設又は部門の衛生管理に当たらせること。

(5) 略

別表第3(第4条関係)

法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

(1)~(34) 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(100) 略 (101) と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定に基づくと畜場の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア及びイ 略 (102)~(323) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(100) 略 (101) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第1項の規定に基づくと畜場の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア及びイ 略 (102)~(323) 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第2条（同法附則第1条第4号に掲げる改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

鳥取県内水面利用調整委員会条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県内水面利用調整委員会条例

（設置）

第1条 漁業権（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）に基づく内水面の利用等に係る争いについて、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、鳥取県内水面利用調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、漁業権に基づく内水面の利用と次に掲げる行為との間の争い（以下「内水面の利用等に係る争い」という。）に係るあっせん及び仲裁を行うものとする。

（1）漁業権に基づく内水面の利用以外の内水面の利用

（2）漁業権に基づく内水面の利用に影響を及ぼすおそれのある工事

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、内水面の利用に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命する。

2 委員のうち少なくとも1人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第2章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（あっせんの申請）

第7条 内水面の利用等に係る争いが生じた場合においては、当該内水面の利用等に係る争いの当事者（以下「争いの当事者」という。）の一方又は双方は、委員会に対し、あっせんの申請をすることができる。

（あっせん員）

第8条 あっせん員は3人とし、あっせんの申請に係る争い（次条及び第10条において「事件」という。）ごとに、会長が委員の中から指名する。

（あっせんの方法）

第9条 あっせん員は、争いの当事者間をあっせんし、争いの当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が第7条の申請があった日の翌日から起算して30日以内に適正に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、争いの当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人の出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

3 あっせん員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを争いの当事者に提示することができる。

4 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

(あっせんの打切り)

第10条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

(仲裁)

第11条 委員会は、内水面の利用等に係る争いが生じた場合において、次のいずれかに該当するときは、仲裁を行う。

(1) 争いの当事者の双方から、委員会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(2) 争いの当事者の双方の間におけるこの条例による仲裁に付する旨の合意に基づき、当該争いの当事者の一方から、委員会に対し仲裁の申請がなされたとき。

2 前項の仲裁は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、委員の全員一致をもって行うものとする。

3 委員会の行う仲裁については、この条例に別段の定めがある場合を除いて、委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治23年法律第29号)第8編(仲裁手続)の規定を適用する。

4 争いの当事者の双方は、仲裁の申請に係る争いについて仲裁判断が行われたときは、当該仲裁判断に従うものとする。

(資料の提出)

第12条 委員会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、争いの当事者の申出により、相手方の所持する当該争いに係る資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する資料を提出しないときは、当該資料に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入調査)

第13条 委員会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、争いの当事者の申出により、当該争いに関係のある場所に立ち入り、当該争いの原因たる事実関係につき調査をすることができる。

2 前項の規定により調査をする場合においては、委員の1人をして当該調査を行わせることができる。

(公表)

第14条 あっせん員は、第9条第1項の規定によりあっせを開始したとき及び第10条の規定によりあっせんに打ち切ったときにあつてはその旨、第9条第3項の規定によりあっせん案を作成したときにあつては当該あっせん案の概要を公表しなければならない。

2 委員会は、第11条第1項の規定により仲裁を開始したときにあつてはその旨、仲裁判断を行ったときにあつてはその概要を公表しなければならない。

(委員の除斥)

第15条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件及び職務上関与した事件については、議事に加わることができない。

(秘密保持義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。

